

循環型林業の推進に向けたトーセンの取組

～山林活用.com 山を買います編～

川上への進出の一環として、トーセンでは「山林活用.com」というHPを立ち上げ、お買取り、あるいは受託した山林を、令和6年末時点で東京ドーム230個分（約1,100ヘクタール）管理しています。

日本の山林の未来を明るく健やかに。この考えに基づく「山を買います」という活動をご紹介します。



山形県～千葉県、関東地方エリア対応

ブログ

コラム



林業を知りたい



山を買います



山を管理してほしい



山林活用
.com



Q&A



株式会社トーセン



お問合せ

日本の山林の未来を明るく健やかに

山を買います



山を売るためには、所有している山の価値を正しく判断してもらうことが重要です。

以下の流れで山林情報をご登録いただくことで、

☑ 製材業から見る山の評価額（おおよその価値）

☑ トーセンで購入可能かどうか

が分かります。



遠方へ引っ越してしまった方や、相続した山の管理が難しく困っている方等、売りたいと考えている方が所有する森林の現状を正しく把握するため、登記簿のほか、森林の住所録「森林簿」や住宅地図の森林版「森林計画図」などの資料を提供いただき、トーセンが森林を購入することが出来るか検討し、後日担当者からご連絡させていただく流れです。

対応エリア：山形県～千葉県、関東地方エリア

01 必要書類をそろえる

1. 登記簿
2. 森林簿※1
3. 森林計画図※2
4. 固定資産税の明細書
(毎年4月に送付される)

02 山林情報を教えてください

山林登録フォームへ

PDF (印刷・FAX用)

必要書類を元に、山の状態など詳しく教えてください。

担当者からご連絡します

内容を確認し、エリア担当者からご連絡します。※現地調査が必要な場合もあります。

相続したものの・・・



こんな状態になっていませんか？

- 固定資産税を払っているだけ
- 見たこともないからどんな山か知らない。
- この先どうしたらいいか分からない

※1 森林簿

森林の住所録。森林簿には、地番のほか、所有者、面積、樹種、林齢などの貴重な情報も記載されています。

※2 森林計画図

森林簿が住所録であれば、森林計画図は、住宅地図です。航空写真や地元の聞き取り調査から現況に合わせて作成されることが多いようです。したがって、正確な測量を基に作成されていないため正確性に欠ける面を考慮する必要がありますが、森林所有者にとって、森林を把握する上で必要な図面です。

※3 対応エリア外の方

弊社対応エリア外の方は、何よりも信頼できる企業や団体を選び、買ってもらうか管理を委託することをお勧めします。各エリアの市町村や森林組合などにお問合せください。



外国資本の森林買収で自民党議員立法 森林法の一部改正と地下水利用規制の緊急措置法 超党派、民主にも法制化の動き

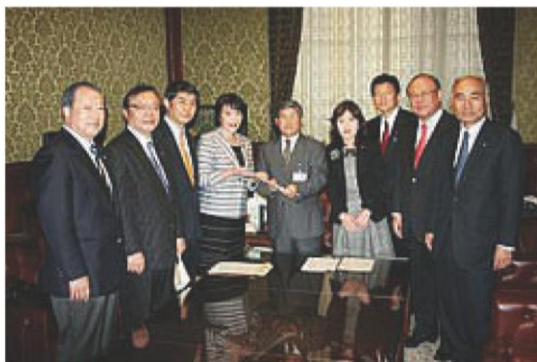
自民党は、外国資本が森林を買収する動きがある現状を受け、この抑止を目的として、森林法改正案と、地下水の利用の規制に関する緊急措置法案の2法案を11月30日に衆院事務総長室で国会提出した（写真、自民党ホームページより転載）。両法案は、高市早苗衆院議員（奈良2区、当選5回）が呼び掛け、自民党有志議員によって組織された「日本の水源林を守る議員勉強会」が中心となってまとめたもの。

森林法の改正に付いては、森林所有者の市町村長への届出義務を規定するとともに、無届の伐採を行った者に対する市町村長の伐採中止等の命令や罰金刑の上限を引き上げる等を主な内容としたもので、外国資本による森林の買収等を的確に把握できるようにする内容となっている。

また、地下水利用規制緊急措置法案は、とくに地下水の利用規制が必要な地域を指定し、地下水の採取に対して届出義務を課するとともに、地下水採取の禁止・制限などを規定している。

2法案ともに、12月3日に継続審議が決定

しており、次期通常国会で審議される予定。次期通常国会には、農林水産省が森林・林業再生プランに基づく森林法改正案の提出を予定しており、今後両法案のすり合わせが行われることになるとの見方が強い。



森林は、水土保持機能や木材生産機能など、さまざまな形で私たちの生活を支えてくれています。

充実する日本の森林資源を無駄なく適切に活用することで、森林資源の循環利用の流れをつくり、次世代へ日本の森林を引き継いでいくことが出来ると考えています。

近年、大切な日本の山が海外へ転売されるケースが増えていると耳にします。「日本の企業が適切に森林を管理出来ると良いのではないか」という声も踏まえ、トーセンではこれからも山を守るために「山林活用.com」等を通じ、さまざまな活動を行っていきたいと考えています。

H22.12.24 日本林業協会報より

